

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	安東 昭彦
登録番号又は法人番号	13260078
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	あんどろ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区瓦屋町2丁目18-7 コンフォートマンション707号室
処分年月日	令和6年1月30日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（令和6年1月30日から1年間）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、行政書士倫理第23条、日本行政書士会連合会会則第59条及び大阪府行政書士会会則第40条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼者からの受任業務完了後とはいえ、債権債務関係の清算未了の段階で、正当な事由なく当該依頼者から金2,420,000円を借り受けた。</p> <p>このような行為は、依頼者との金銭貸借等を禁止した行政書士倫理第23条に違反するものであって、行政書士の信用又は品位を害するものとして、行政書士法第10条、日本行政書士会連合会会則第59条及び大阪府行政書士会会則第40条に違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条（行政書士の責務） 行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。</p> <p>行政書士倫理 第23条（依頼者との金銭貸借等） 行政書士は、正当な事由なく、依頼者と金銭の貸借をし、又は保証等をさせ、あるいはこれをしてはならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則 第59条（責務） 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則 第40条（責務） 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>